

社団法人 兵庫県畜産協会

神戸市中央区中山手通7丁目28番
33号

平成17年4月1日

兵庫県告示第486号

昭和52年兵庫県告示第426号（兵庫県林業改善資金貸付規則に係る貸付金償還金の収納事務の委託）の一部を次のように改正したので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づきその内容を告示する。

平成17年4月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「兵庫県林業改善資金貸付規則」を「兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則」に改め、1中「林業改善資金貸付金」を「林業・木材産業改善資金貸付金」に改め、4中「林業改善資金貸付金償還金」を「林業・木材産業改善資金貸付金償還金」に改め、5中「住所及び氏名」を「名称及び所在地」に改める。

別表1（表面）の部中「林業改善資金」を「林業・木材産業改善資金」に改める。

別表2を次のとおり改める。

別表2

名 称	所 在 地
兵 庫 県 森 林 組 合 連 合 会	神戸市中央区北長狭通5丁目5-18
加 美 町 森 林 組 合	多可郡加美町豊部1922-4
夢 前 町 森 林 組 合	飾磨郡夢前町前之庄2160
神 崎 町 森 林 組 合	神崎郡神崎町山田1
大 河 内 町 森 林 組 合	神崎郡大河内町寺前251
安 富 町 森 林 組 合	宍粟郡安富町末広1
新 宮 町 森 林 組 合	揖保郡新宮町新宮1048-8
山 崎 町 森 林 組 合	宍粟郡山崎町鹿沢79-36
一 宮 町 森 林 組 合	宍粟郡一宮町安積1011-25
波 賀 町 森 林 組 合	宍粟郡波賀町有賀513-21
千 種 町 森 林 組 合	宍粟郡千種町岩野辺1950-75
上 郡 町 森 林 組 合	赤穂郡上郡町大持278
北 但 東 部 森 林 組 合	豊岡市高屋894-1
北 但 西 部 森 林 組 合	美方郡村岡町和田233-1
生 野 町 森 林 組 合	朝来郡生野町口銀谷227-2
和 田 山 町 森 林 組 合	朝来郡和田山町和田山112-6
山 東 町 森 林 組 合	朝来郡山東町末歳225-23
朝 来 町 森 林 組 合	朝来郡朝来町多々良木213-1

氷上町森林組合	丹波市氷上町上新庄1203-2
佐用郡森林組合	佐用郡上月町上月787-2
養父市森林組合	養父市広谷255
丹波市森林組合	丹波市青垣町佐治744-1
篠山市森林組合	篠山市北新町41

兵庫県告示第487号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 処分をした年月日

平成17年3月24日

2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号 有限会社椿工務店

主たる営業所の所在地 川西市

代表者の氏名

許可番号 兵庫県知事許可

3 処分の内容

建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

(2) 期間

平成17年4月8日から同年6月7日までの2ヶ月間

4 処分の原因となった事実

有限会社椿工務店は、建設業法第28条第1項の規定に基づき平成16年12月7日付で兵庫県阪神北県民局長から指示処分を受けているにも係わらず、その指示に従わない。

このことは同法第28条第3項に該当する。

兵庫県告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成17年4月8日から供用を開始する。

その関係図面は、平成17年4月8日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		旧	5.0から 14.0まで	379.0	

県道 鮎 原 一 宮 線	津名郡五色町鮎原吉田字堂ノ鼻633番から 同 郡同町鮎原吉田字鈴ヶ松673番まで	新	5.0から 14.0まで 8.0から 32.0まで	379.0 287.0	
-----------------	---	---	------------------------------------	--------------------	--

兵庫県告示第 489 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成17年 4 月 8 日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成17年 4 月 8 日から 2 週間、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年 4 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道 路 の 種 類 路 線 名	道 路 の 区 域			
	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 1 2 号	城崎郡日高町江原字東幸ノ神207から 同 郡同 町赤崎字向野1106番 4 まで	7.0から 116.0まで	2117.0	

兵庫県告示第 490 号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第 2 項の規定により、西脇市野村グリーンヒル土地区画整理組合の解散を平成17年 3 月29日に認可した。

平成17年 4 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人はっとぼっとの設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 2 項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 4 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請のあった年月日

平成17年 3 月24日

2 特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人はっとぼっと

(2) 代表者の氏名

(3) 主たる事務所の所在地

神戸市

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、地域生活支援や居宅介護、及び相談助言と学びあい支えあう地域づくりなどに関する事業を行い、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所